及び激変緩和係数の一部を改正する件厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、 基礎係数、 機能評価係数Ⅰ、 機能評価係数Ⅱ、 救急補正 |係数

○厚生労働省告示第二百九十号

診療報酬 の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) 第一号ただし書並びに厚生労働大臣 が 治指定

する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号) 別表 4

から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病

院、 基礎係数、 機能評価係数 Í 機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数 (平成二十四年厚生労

働省告示第百六十五号) の一部を次の表のように改正し、 令和七年十一月一日から適用する。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

农用物										吳用歷							
別表第三										別表第三							
	都	道府県		病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略	(略)																
3071	16	削除	削除			削除	削除	削除	削除	30716	岐阜	医療法人社団志朋会加納渡辺病院		1.0063	0.0430	0.0019	0.0000
(服治	(i)									(略)	•	•		•			
3128	32	削除	削除			削除	削除	削除	削除	31282	福岡	貝塚病院		1.0063	0.0870	0.0030	0.0000
(略)										(股)							
																	•